

○私道における公共下水道管布設要綱

昭和59年 4月19日

告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、市が公共下水道認可区域内の私道に公共下水道管渠等(以下「公共下水道管」という。)を布設することにより、排水設備の設置及び水洗便所の普及及び促進を図ることを目的とする。

(布設の要件)

第2条 市は、次の要件を満たしたものについて私道における公共下水道管の布設を行うものとする。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 私道の一端が公道に接続していて幅員が1.8メートル以上あること。
- (2) 当該公共下水道管を共同して利用する所有権の異なる家屋(公道に面した家屋を除く。)が2戸以上あること。
- (3) 私道について所有権その他の権利を有する者が、市長に対し、公共下水道管の布設及び維持管理のための当該私道の土地使用を承諾していること。また、当該公共下水道管の維持管理に支障を及ぼす行為をしないことを承諾していること。
- (4) 当該公共下水道管を利用する者の全員が、その布設が完了した日から6月以内に水洗化工事を行い、排水設備により汚水を公共下水道に流入させることを承諾していること。

(布設の申請)

第3条 公共下水道管の布設を申請しようとする者は、そのうちから代表者を定めなければならない。

2 代表者は、公共下水道管布設申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 公共下水道管布設申請者名簿(別記第2号様式)
- (2) 土地の使用承諾書(別記第3号様式)
- (3) 私道の土地所有者の区画図

(布設の決定等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、その結果を公共下水道管布設決定通知書(別記第4号様式)により代表者に通知するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。